

# 上乗せ徴収・実費徴収について

---

令和5年10月

札幌市子ども未来局作成

# 上乘せ徴収・実費徴収とは

---

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号。以下「条例」という。）第14条において、施設・事業者は保護者に対し、保育料以外の費用の徴収を行うことができると規定されています。

上乘せ徴収とは、「教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価」を指します。

例) 公定価格の基準を超えた職員配置または施設設備等  
→公定価格で賄うことができない費用である場合は、その差額を徴収可能

# 上乘せ徴収・実費徴収とは

---

実費徴収とは、「教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの」を指します。

例) ①日用品や文房具、②食事の提供に要する費用（主食費や副食費）、③行事参加費など

→①：公定価格で賄うことができない費用である場合は、その差額を徴収可能  
②③：実際に要した経費を徴収可能

※実費徴収のうち、生活保護世帯等が負担する文房具等の購入費用や遠足等の行事参加費については、市が行う補助事業の対象となる場合があります。詳しくは、「資料9 実費徴収にかかる補足給付事業について」をご参照ください。

# 上乗せ徴収を行うにあたって

上乗せ徴収を行うにあたっては、保護者から必要以上に負担を求めることのないよう留意してください。

また、上乗せ徴収を行うこととする場合は、以下の点を遵守してください。

- 1 **市へ事前協議を行い、承認を得ること。**
- 2 **書面（重要事項説明書等）にて**、使途、金額及び支払いを求める理由等の詳細を明らかにすること。
- 3 費用の徴収を行うことについて保護者に**丁寧に説明し、書面による同意を得ること。**
- 4 口座振込等により明細書や通帳にて引き落とし金額を確認できる場合を除き、領収書を発行すること。口座振込等であっても、保護者が希望する場合は領収書を発行すること。
- 5 習い事等で外部講師を招へいする場合であっても、配置基準を満たすこと。また、希望しない者がいる場合は、通常どおり教育・保育の提供を行うこと。

# 実費徴収を行うにあたって

---

実費徴収を行うにあたっては、保護者から必要以上に負担を求めることのないよう留意してください。

また、実費徴収を行うこととする場合は、以下の点を遵守してください。

- 1 **書面（重要事項説明書等）にて**、使途、金額及び支払いを求める理由等の詳細を明らかにすること。
- 2 費用の徴収を行うことについて保護者に**丁寧に説明し、同意を得ること**。
- 3 口座振込等により明細書や通帳にて引き落とし金額を確認できる場合を除き、領収書を発行すること。口座振込等であっても、保護者が希望する場合は領収書を発行すること。
- 4 習い事等で外部講師を招へいする場合であっても、配置基準を満たすこと。また、希望しない者がいる場合は、通常どおり教育・保育の提供を行うこと。